

令和2年12月26日
大分県農林水産部

佐伯市における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る
搬出制限区域の解除について

佐伯市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、発生農場周辺にある農場について清浄性確認検査を実施し、本日12月26日（土）すべて陰性であることを確認しました。

これを踏まえ、農林水産省と協議のうえ、12月27日（日）午前0時をもって、搬出制限区域を解除することとしました。

また、搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を見直しますので、お知らせします。

1 搬出制限区域の解除

- (1) 区域内農場：8農場
- (2) 解除時期：12月27日（日）午前0時

2 消毒ポイントの見直し

搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを以下のとおり見直します。

設置道路名	設置住所	運営時間	運営・廃止状況
国道326号	豊後大野市三重町鷺谷	24時間	運営※
国道326号	佐伯市宇目大字南田原	24時間	運営※
国道10号	佐伯市直川大字上直見	24時間	運営※
国道10号	佐伯市宇目大字大平	24時間	運営※
国道326号	佐伯市宇目大字小野市	24時間	運営※
県道35号 (三重弥生線)	佐伯市本匠大字堂ノ間	24時間	廃止
県道6号 (日之影宇目線)	佐伯市宇目大字木浦内	24時間	廃止
県道45号 (宇目清川線)	豊後大野市三重町中津留	24時間	廃止
県道39号 (小野市重岡線)	佐伯市宇目大字千束	24時間	運営※
県道53号	佐伯市宇目大字河内	24時間	廃止
県道609号	佐伯市直川大字横川	24時間	廃止

※移動制限区域の解除まで継続予定

3 防疫措置の経過と今後の予定

- (1) 防疫措置完了 12月11日（金）23時11分
- (2) 搬出制限区域の解除 12月27日（火）午前0時
- (3) 移動制限区域の解除 1月2日（土）午前0時（予定）
(防疫措置完了から21日経過後)

当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。

なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

担当者：畜産振興課 本田、鶴田

電話：097-506-3679